

コーポレートガバナンス

基本方針

当社では、コーポレートガバナンスを、経営の「効率性」の向上と「健全性」の維持と捉え、これを達成するために経営の「透明性」を確保していくことが重要であると考えています。当社は、住友の「事業精神」と当社の「経営理念」を企業倫理のバックボーンとして、当社に最も相応しい経営体制の構築を目指し、すべてのステークホルダーの利益に適う経営を実現するために、コーポレートガバナンスを強化していきます。

住友の「事業精神」 - 「営業の要旨」(1891年制定)

第1条 我住友の営業は信用を重んじ

確実を旨とし以って其の鞏固隆盛を期すべし。

第2条 我住友の営業は時勢の変遷理財の得失を計り

弛張興廃することあるべしと雖も

苟も浮利にはしり軽進すべからず。

住友商事の「経営理念」(1998年制定)

- ・健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現する。
- ・人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする。
- ・活力に溢れ、革新を生み出す企業風土を醸成する。

コーポレートガバナンスの強化に向けての取組み

このような考えのもと、当社は、本年4月施行の改正商法や米国企業改革法の動向を踏まえ、さまざまな角度から検討を行ってきました。その結果、監査役体制と取締役会機能の一層の強化を図るため、次の5つの施策を実施するとともに、これらの取組みを「住友商事コーポレートガバナンス原則」としてまとめ、公表しました。

(<http://www.sumitomocorp.co.jp/company/governance/index.htm>)

具体的施策

1. 監査役体制の強化と機能の充実

社外監査役を、これまでの法律の専門家2名に、会計の専門家1名を加え3名体制とし、監査役の過半数を社外出身者としました。多角的な視点に基づく監査体制の確立を目指します。

2. 社外アドバイザーの選任

社外の有識者4名をアドバイザーに起用し、経営戦略や中長期的課題等について広く助言、提言を求めます。

3. 取締役員数の適正化

迅速かつ適切な意思決定を行うことができるよう、取締役を12名に減員しました。

4. 執行役員制度の導入

執行の責任と権限を明確にし、取締役会の監督機能の強化を図ります。また、各執行責任者が取締役を兼務することで、取締役会での意思決定と執行とのギャップを防ぎ、効率的な経営を目指します。

5. 会長・社長の任期設定

原則として3期6年を超えないこととします。

コーポレートガバナンス体制

